

そして設立者の「財團法人日本大学」から「財團法人大阪専門学院」への変更（昭和十五年）が果たされ、前身の専門学院が日本大学から制度上の独立を漸次的に強めていった過程を検証した。そして、今回の一次史料の発見・解読を通じて小野村胤敏校長は日本大学理事に銓衡された（昭和十二年）事実を発見した。この両者を弁証法的に止揚すると、制度上独立せる存在となつて行く前身の専門学院は校長が日本大学の理事に銓衡されるという人事によつて、日本大学との間に「絆」が保持されていったと見做す事が出来よう。前身の大阪専門学院に於ける昭和十八年から十九年にかけての紛争の解決に、当時日本大学理事であった世耕弘一先生が外向されたのも、この様なコンテキストに厳正に位置付けて、甫て首肯出来るのである。

追記

本稿では近畿大学関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士については敬称を省いているので、この点は諒とされたい。
原典尊重の観点から引用史料の表現・漢字は、原則として、そのままにしている。

『毎日新聞』は毎日新聞社のデータベースを「毎索」で閲覧して利用した。『官報』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。

（近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦）

第十三回（通算第二十二回）勉強会（令和元年十二月七日）
校史関係の学外史料調査

「^{大日本}大阪専門学校長 法学博士
小野村胤敏殿」宛の「誓約書」及び「大阪専門学校學則中変更認可 昭和十五年二月十四日」

関西大学年史編纂室所蔵『小野村胤敏氏関係史料 日本大学（大阪）専門学校 2』（以後、『小野村胤敏氏関係史料 2』と略称する）ファイルに「^{早稲田}大阪専門学校長 法学博士 小野村胤敏殿」宛の「誓約書」（縦約二十六センチ・横約十九センチ）（Q1）のコピーが収録されているのを見出した。『小野村胤敏氏関係史料 2』は、同室所蔵『小野村胤敏氏関係史料 日本大学（大阪）専門学校 1』ファイルと共に、小野村胤敏先生が残した文書等を、先生の御子孫側から関西大学の関係者が複写したものから成る事は、従来紹介した通りであり、当該「誓約書」も「来歴」（Herkunft）については、改めて「批判」（Kritik）を行う必要はない。

これ又以前に論証した通り、前身校が「日本大学専門学校」から「日本大学大阪専門学校」への改称が認可されたのは昭和十四年三月三十一日であり（同年の「文部省告示第九十八号」）、「大阪専門学校」への改称が認可されたのは昭和十八年三月十二日であり（同年の「文部省告示第百五十四号」）、校長代理だった小野村胤敏先生が日本大学専門学校長に就任されたのは昭和十年十一月（公文類聚・第六十七編・昭和十八年・第百二卷・学制（大学））収録文書「大阪理工科大学ヲ大学令ニ依リ設立ス」末尾掲載「財團法人大阪理工科大学役員調」である。此処から先ずは、考察の俎上に載せる当該史料は、昭和十四年四月から昭和十八年三月迄の間で、前身の専門学校に入学した学生が提出する「誓約書」の用紙だと謂う事が出来る。

一見何等変哲此無当該「誓約書」用紙が小野村胤敏先生によつて態々残されていた事の「動機」（Motiv）に鋭く遡及しなければならぬのは、謂うを俟たない。マックス・ヴェーバー（Max Weber 1864-1920）の非常に卓抜且つ犀利な理論に依れば、人間を対象とする科学（Wissenschaft）の場合、その行為の主観的動機（das subjective Motiv）を理解する（verstehen）という「目的論的考察」を、科学が立脚する原因・結果の「因果律」に接合する点に、独自の成立根拠が存する。この場合の動機解明の根拠となるのは、当該誓約書の欄外に印刷されている学校名・学科名と表記されて、「工」の文字が修正されている点であろうと理解される。

小野村胤敏先生と親交のあったと思われる石田文次郎（1892-1979）が識した「遺功表 法学博士小野村胤敏君」の碑文に、注目すべき次の様な条がある。

（前略）庭訓を奉じて敬神尊皇の念厚く率先範を垂るしかのみならず教育報國の理念に富む昭和十年日本大学専門学校長並びに財團理事の任を嘱せらるるや其の向上發展に心血を濺ぐ偶々時局の要請に鑑み工業教育の振興に着眼して昭和十二年日本工業校更に全十四年日本工業学校を創設し技術者の育成に努む全十五年大阪専門学校に理学科を併設す時恰も国民の総力を結集すべき秋に際會せるを以て君は勇猛邁進して學園の發展と後進の指導誘掖に只管力を効す赤誠は遂に凝結して昭和十七年大阪理工科大学の開鑿を見るに至れり君は推されて初代學長に就任し財團理事長を兼ねて經營の責に任ず斯くて愈々其の基礎を鞏固にしてこれが興隆發展の為に寢食を安んずる暇なかりき（後略）

右に引用した碑文の陳述から窺える、小野村胤敏先生の前身校拡充の取組みは、次の様に纏められ得る。
(i)「教育報國の理念に富む」小野村胤敏先生は、「昭和十年日本大学専門学校長並びに財團理事の任を嘱せら」れると、「其の向上發展に心血を濺」いた。
(ii)「偶々時局の要請に鑑み工業教育の振興に着眼して昭和十二年日本工業校更に全十四年日本工業学校

を創設し技術者の育成に努め、昭和十五年大阪専門學校に理学科を併設した。

(iii)「国民の総力を結集すべき秋に際會」したので、小野村胤敏先生は「勇猛邁進して學園の發展と後進の指導誘掖に只管力を効」し、その赤誠は「昭和十七年大阪理工科大學の開闢」として結実し、「初代學長に就任し財團理事長を兼ねて經營の責に任ず」。但し、(ii)の「大阪専門學校」は正しくは「日本大學大阪専門學校」である事は自明であり、(iii)の「昭和十七年」は「昭和十八年」の誤りである。このようなディテールの不正確さがあるものの、(i)―(iii)に纏め得る石田文次郎の陳述から、小野村胤敏先生の「時局の要請に鑑み工業教育の振興」・「學園の發展と後進の指導誘掖」という前身校拡充の取組みとその「動機」が「理解」され得るのである。

「大正

自昭和十五年2月
至昭和十五年2月

大阪専門學校 第109号

表題に有る時間的起点は「自大正十五年2月」への訂正を意味している。この簿冊には次の13の文書が収録されている。カッコ内は当該文書に収録されている文書の枚数を示す(但し、地図・図録なども枚数に入れている)。

- (ii)の昭和十五年「理学科を併設」が「^蘇大阪専門學校長 法学博士 小野村胤敏殿」宛の「誓約書」と関係が有る事は謂うを俟たない。そこで、国立公文書館に所蔵されている設置認可関係の文書が収録されている「大阪専門學校 第5の1冊 大阪」及び「大阪専門學校 第5の2冊 大阪」を隈無く精査したが、「理学科を併設」に関する史料は存在していなかった。そこで、発想を転換して、設置認可ではなくて、「學則変更」という形式で処理されたと判断して調査した結果、同公文書館所蔵の前身校の學則関係の文書を収録した『大阪府 第五冊ノ一 由本大學大阪専門學校學則』(第二 教育門 わ一ノ六 文部省文書課記録掛)という簿冊を見出した。これは現在では左記の如き表題となっている。

- 認可 昭和二年十一月二四日(二一枚)
- 第4文書…大阪専門學校學則中変更認可(政治經濟科廃止、生徒定員変更 昭和五年一月十六日(三九枚))
- 第5文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和六年十二月二八日(四二枚)
- 第6文書…大阪専門學校日本大學大阪専門學校と改稱並學則中変更認可 昭和十四年三月三十一日(三七枚)
- 第7文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十五年二月十四日(二五四枚)
- 第8文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十五年九月三〇日(二三枚)
- 第9文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十六年一月十一日(四九枚)
- 第10文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十六年十一月四日(三七枚)
- 第11文書…大阪専門學校臨時補習科學則制定認可 昭和十六年十一月二十五日(四枚)
- 第12文書…大阪専門學校臨時學則制定の件 昭和昭和十六年十一月三日(四枚)
- 第13文書…大阪専門學校學則中変更認可 昭和十七年三月二四日(二八枚)

門學校學則中変更認可 昭和十五年二月十四日」が「理学科」に関する公文書であった。

当該第7文書収録の二五四枚の文書は、その分量・内容の複雑さ・鮮明さから判読・理解が難しい面もあるが、内容に即してその構成を整理してみると、大略次の様になる。尚、公文書の綴は、一般的に、冒頭部に裁決定の文書が、末尾に申請書等が配置されており、当該第7文書の場合も、又然りである。

①二〇枚目以降は「昭和十五年一月二十二日起案」の「本校に理工學科ヲ新設スルニ伴フ學則変更」に関するもので、その具体的な文書構成は次の通りである。

「指令案(一)・(二)」(認可ノ件)(Q2) 昭和十五年一月二十二日起案

「通牒案」(學則變更ニ關スル件)(專門學務局長より財團法人大阪専門學院理事宛)

「備考」(一) 學則變更・(二) 生徒定員變更

「定員變更認可申請」(Q3) (財團法人大阪専門學院理事より文部大臣宛) 昭和十五年一月九日

「日本大學大阪専門學校學則」(全五十五條で、「新舊學則対照表」の形式)「書類差戻案」(Q4) (文部省) 昭和十五年一月二十五日起案

「却下願」(Q5) (財團法人大阪専門學院理事より文部大臣宛) 昭和十五年一月十八日

「日本大學大阪専門學校學則變更ノ件進達」(大阪府知事より文部大臣

これらの文書を隈無く閲覧した
処、果せる哉、第7文書の「大阪專

宛)昭和十五年一月二十六日

「學則變更認可申請書」(高等工業科設置ノ件)(Q6)(財團法人大阪專門學院設置者より文部大臣宛)昭和十四年十一月三日

「應用理化學科機械科數學科設置理由」(Q7)

「設置要項」

「教員配當表」

「生徒定員表」(第一部法學科四五〇、高等商業科四五〇、高等工業科機械科三〇〇、同科數學科三〇〇、

同科應用理化學科「理學科」二四〇・

「化學科」二四〇、計一九八〇、第二部法學科五五〇、高等商業科五五〇、計九〇〇、總計二、八八〇)

「高等工業科課程表」

「自昭和十五年四月至昭和十七年」

日本大學大阪專門學校高等工業科設備一覽表

「敷地明細書」(合計六十八筆一四、九三七坪)

「報告書」(Q8)(布施市の初代市長鹽川正三より財團法人日本大學山岡萬之助宛)昭和十四年十一月一日

「不動産買賣契約書」八點(敷地南接)の土地の代理買取(買主は何れも鹽川正三)

「日本大學大阪專門學校高等工業科設置認可申請二付副申」(Q9)(日本大學大阪專門學校)の「一貫セル工業教育機関」としての「計画」への「賛意」(布施市長より文部大臣宛)昭和十四年十月十二日

「附近見取圖」

「増築敷地実測圖」

「校舎配置圖」(A.一般教室校舎平

面圖)「B.C.実験実習室校舎平面圖」

⑥一〇〇枚目から一一九枚目は「日本大學專門學校」に於ける「高等工業科設置二伴フ學則變更認可申請同申請書却下願」及び「理工學科設置二伴フ學則變更認可申請理學科トシテ認可」に「至ル迄ノ事情及關係書類」であり、その具体的な文書構成は次の通りである。

「法人及專門學校ノ所管ニ關スル經過概要 專門學務局學務課」昭和十五年一月三十日

「專門學校ノ學科ト實業專門專門學校トノ關係調 專門學務局學務課」昭和十五年一月

「参照」(關係法令一覽表)

◎一枚目から九九枚目迄は昭和十五年二月十四日に「裁決定」された「本校に理學科ヲ新設スルニ伴フ學則變更」に關するものであり、その具体的な文書構成は次の通りである。

「私學專門學校學則變更ノ件 指令書」(Q10)(昭和十五年二月十三日提案・昭和十五年二月十四日裁決定)

「備考 本校ニ理學科ヲ新設スルニ伴フ學則變更」(Q11)

「學則變更認可申請書」(Q12)(財團法人大阪專門學院理事長より文部大臣宛)(昭和十五年一月九日)

「訂正願」(Q13)(「理學科」への訂正)(財團法人大阪專門學院理事長より文部大臣宛)(昭和十五年二月十四日)

「理工學科設置理由」(Q14)

「設置要項」

「日本大學大阪專門學校學則變更」

「日本大學大阪專門學校學則」(全五十五條で、「新舊學則対照表」の形式)

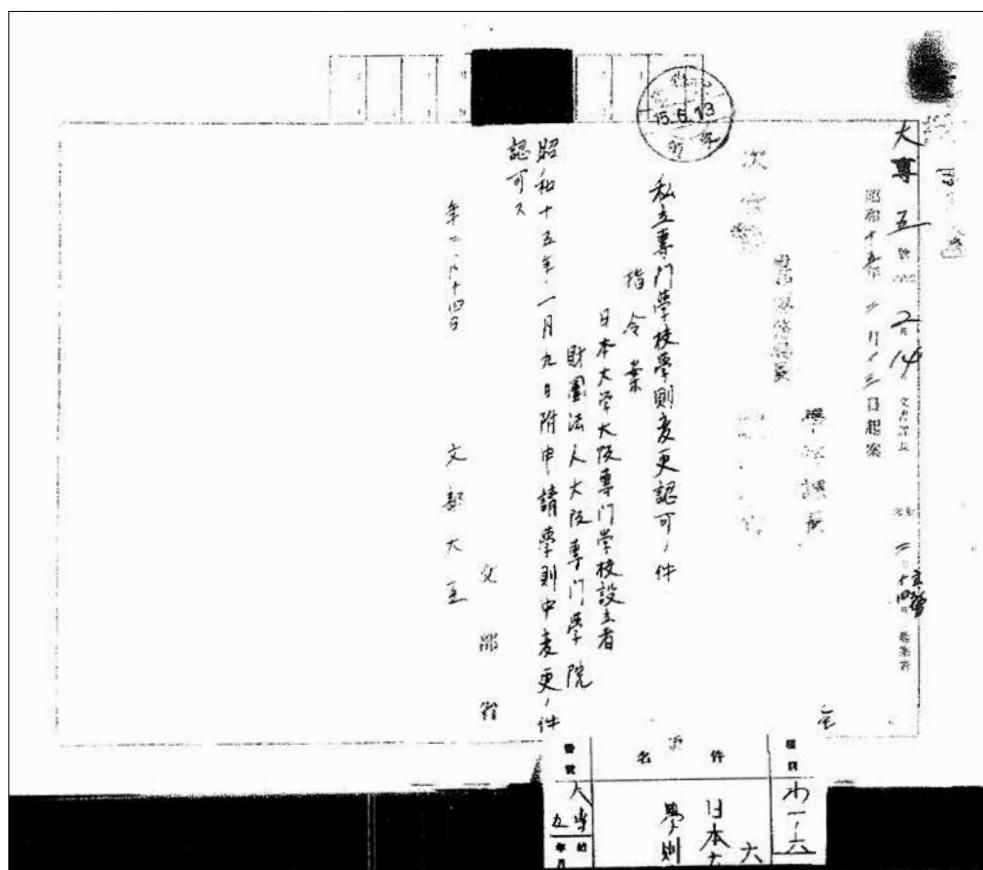
「決議書」(Q15)(日本大學大阪專門學校ニ理工學科ヲ設置スルノ件 財團法人大阪專門學院 會長理事山

岡萬之助)(昭和十五年一月九日)

「生徒定員表」(第一部法學科二二〇、商業科七五〇、理學科數學部三〇〇、同科理化學部三〇〇、同科應用物理學科七二〇、第二部法學科四五〇、商業科四五〇、總計三、一八〇)

「專任教員配當表」

「理學科教室配置圖」



Q10 (所藏元・出典等は本文中に明記)

「校舎配置圖」

「教室実習室配置圖」

「増築計画書」

「豫定表」

「増築敷地実測圖」(A. 一般教室校舎平面圖)「B. C. 実験実習室校舎平面圖」

「主要断面詳細圖」

「附近見取圖」

当該第7文書の斯かる構成から推測される認可のプロセスが、「工」の文字が修正された「日本大學大阪専門學校理①学科」の特異な誓約書に反映されているのである。

②に収録されている、当時の文部省専門學務局學務課が纏めたとされている「財團法人大阪専門學院及日本大學大阪専門學校ノ所管局ニ関スル件 経過概要」に依拠し、①・③に収録されている文書に立脚して、日本大學大阪専門學校に於ける「理學科」設置の認可に至る非常に複雑なプロセスを出来るだけ実証的に辿ると、次の様になる。尚、昭和十四年当時の文部省は、大臣官房と八局から構成されていて、専門學務局には學務課・學藝課(同十五年には、科學課増設)、實業學務局には商工教育課・農業教育課が置かれていた。大正十四年三月に財團法人日本大學は大阪府中河内郡彌刀村小若江に日本大學専門學校を、昭和十二年一月には日本工學校を、更に昭和十四年一月には日本工業學校を設置し、「之が経営ヲ爲シ来れり」。逐年「前記三校」の「経営」は東京の財團法

人日本大學を「以テシテハ適當ナラザルニ至」る。

昭和十四年十一月三日には財團法人大阪専門學院の設立の申請が、前記三校の設立者を同財團への変更の申請が為なされ、更に同日附で日本大學大阪専門學校に「高等工業科ヲ併設スベク學則変更ノ件」の申請が為された(Q6)(Q7)(Q8)(Q9)。

昭和十四年十二月十八日に右記の「申請書ハ何レモ」文部省ニ到達シ「専門學務局は審査を開始した。『學則変更ノ件』は年内に『書類審査ヲナシ』、『新春早々実地視察』の方針を決定した。

昭和十四年十二月二十二日、専門學務局は「法人設立ノ件及ヒ設立者変更ノ件」を内容適当と認めて局長の決裁を経て、實業學務局と合議した。實業學務局は法人設立には賛成なるも、日本工業學校を経営する同専門學校の高等工業科設置は實業學務局の所管と主張して、当該両局は「所管問題」で対立するも、後日に「審査会」に所管決定を委ねる事で折り合った。

昭和十四年十二月二十七日、文部次官の決裁が為され、同日「指令」が発送された。

昭和十五年一月六日、専門學務局の督學官による「學則変更ノ件」の審査の結果、不備の点が此有に付き、来省の小野村校長は注意を受け、督學官は翌七日「實地視察」を予定するも實業學務局長が異議を唱

え、視察は中止された。「専門學校ニ高等工業科ヲ置ク爲ノ學則変更認可ハ實業學務局ニ於テナスベキモノ」と同局長は主張した。

昭和十五年一月八日、その為に専門學務局の係員は商工教育の係員と合議し、種々の解決案が百出し、結果的には「独立ノ高等工業學校」設置への変更を来省中の小野村校長に示す事となったが、同校長は斯かる変更が関係者の諒解や基金捻出の必要から時間を要し即答能わずとした。専門學務局の係員と商工教育の係員との間に再度の合議で出された「基本金造成」は猶予し「独立高工」にするという条件付きで認可する案に対しても、實業學務局長は同意せず、「文部省分課規程」により専門學務局が「専門學校ノ學則変更」は行うという主張に対しても、「實際處理」は實業學務局で行うと反論した。その間、文部省内で待機していた小野村校長は斯かる成り行きに「申請ハ撤回スル旨」申し出て、それが専門學務局長・實業學務局長に「通告」され「茲ニ本件ハ解消セリ」。

昭和十五年一月九日午後、来省した小野村校長は専門學務局の係員に対し、山岡理事との協議の結果として「理工學科ヲ置ク計画ヲ建テ新ニ申請スルルコト」を申し入れると共に、高等工業科設置の困難な理由を承る為と理工學科設置の陳情の為に山岡理事が次官に面接の意向である事を伝えた。「同日夕刻、山岡理事ハ専門學務局長ヲ本省ニ訪問シ、

「理工學科」設置の件で「會談」した。その結果、「現存ノ教育機關ノ実情」は「理論的方面ヲノミ重視シ」或いは「技術的方面ニ偏スル施設」は多いが、「基礎諸科學」に拠る「高度ノ知識」を授けて「應用部門ニ力ヲ致ス施設」は多くないので、「數學物理學化學」等の「理學的基礎科學」の高度な考究とそれの「工業各部門ニ対スル意用」に留意し「時代ノ切実ニ要求スル人材養成ノ爲理工學科ヲ置クコト」は「時局下緊急ノコト」という意見で一致した。

昭和十五年一月十九日、「學校当局」は「専門學校ニ理工學科ヲ置ク爲ノ學則変更認可申請書ト先ニ提出シタル申請書ノ却下願ヲ大阪府ヲ經由シテ、文部省ニ持参」した(Q3)(Q4)(Q5)。

昭和十五年一月二十二日、専門學務局で「書類審査ノ結果」、「内容ヲ適當ト認メ」、「認可書ヲ起テ」(Q2)、課長代理を経て、「専門學務局長ニ提出セリ」。専門學務局長は「本件ハ實業學務局長ニ合議ノ必要ナキ書類ナルモ」、「一應通知」すべく實業學務局長に示した。

昭和十五年一月二十五日、「實業工業科設置ノ爲ノ學則変更」の「差戻案」が起案された(Q4)。同日、實業學務局長は「理工學科ノ内ニ工學關係ノ分アルヲ以テ實業學務局ニ於テ處理シ其ノ所管トナスベキ旨申出」、「本件ハ再び所管問題ニ移レリ」。同局長は「工學關係ノ學科」が「専門學校ノ一學科」として「學

を持つのか、又そこに我が国の如何なる歴史的背景が有るかに附いて想い輸さなければ、画竜点睛を欠く事になるであろう。何故ならば、史料批判 (Quellenkritik) の方法と歴史主義 (Historicismus) の思想とに拠って近代歴史学を確立したレーオポルト・フォン・ランケ (Leopold von Ranke 1795-1886) の謂うが如く、歴史は個のみに目を遣れば不分明となり、全体性のみに目を遣れば冷やか (kühl) となるからである。

日本工学校が創設された昭和十二年は日中戦争 (当時の表現では「日支事変」) が勃発した年であり、「理学科」新設が実現された昭和十五年はそれが拡大し、しかも太平洋戦争勃発の前年であり、その為に昭和十二年は国家財政に於ける軍事費が急増して約三、一九三、九八九、〇〇〇円 (国家財政中六九・五%) に、昭和十五年は約七、九六三、四九〇、〇〇〇円 (国家財政中七二・五%) になっていく (帝国書院 統計・ニュース 統計資料 歴史統計 軍事費 第I期〜昭和20年) に依る。その結果、軍需産業が活況を呈し、高等教育機関に於ける「国防科学」研究の充実や「航空科、軍需関係講座」の「新增設」 (昭和十一年十二月二十四日日付『朝日新聞』夕刊) となり、更に「軍需産業に繋がる理工科系統」では「萬歳の春」となり、「各大学の工學部では應用科学、機械、電気、造兵、火薬、船舶等のいづれの學科とも三倍から七、八倍」

「採鉱冶金の如きは十倍近い」「求人申込」がある (昭和十四年十二月六日日付『朝日新聞』夕刊) 状況が現出した。

理系学部も充実した総合大学へ大成していく近畿大学の歴史の中で、昭和十二年の日本工学校創設はその第一歩を、更に同十四年日本工業學校の創設・同十五年の理学科新設は大きな第二歩を、昭和十八年の大阪理工科大學の設置はその第三歩を成すものであると想われる。今回取り上げた昭和十五年の理学科新設が近畿大学の斯かる歴史の大きな第二歩であるという意味は、それ迄の法学・商学の文系教育を中心にしたコンパクトな専門學校という性格の前身校が、理系教育も包含して質的变化を遂げ、しかも一挙に規模を拡大するという新紀元 (Epoché) を画する事になったからである。

追記
本稿では近畿大学関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士については敬称を省いているので、この点は諒とされたい。
原典尊重の観点から引用史料の表現・漢字は、原則として、そのままにしている。

『京朝日新聞』及び『大朝日新聞』は朝日新聞記事データベース「聞蔵II ビジュアル」で閲覧して利用した。
(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

学外訪問調査

信州大学大学史資料センターでの聞き取り調査報告

各地のアーカイヴズ訪問調査の環境として、令和元年 (二〇一九年) 十一月五日に国立大学法人信州大学の大学史資料センター (長野県松本市) で見学と聞き取りの調査を行った。調査には大学史資料センター長・

人文学部教授の渡邊匡一氏と同センター特任教授の福島正樹氏にご協力いただいた。調査は、本学建学史料室の富岡勝研究員が担当した。

信州大学は、昭和二十四年 (一九四九年) に長野県下の松本医学専門学校、松本医科大学、松本高等学校、長野師範学校、長野青年師範学校、長野工業専門学校、長野県立農林専門学校、上田繊維専門学校の前身校を包括・併合して設置され、令和元年に創立七〇周年を迎えた。この創立七〇周年への取り組みを契機として、信州大学の歴史に関する史資料の体系的な収集・整理・保存・公開・展示などを実施する組織として、平成二十九年

(二〇一七年) 四月に大学史資料センターが設立されたという。

展示「信州大学誕生」

ちょうど同センターの第二回企画展として「信州大学誕生 残された文書が語る誕生の舞台裏」が



第2回 信州大学大学史資料センター企画展
70 信州大学誕生
残された文書が語る誕生の舞台裏
2019年10月10日 - 12月18日 | 2020年3月18日 - 5月11日
信州大学中央図書館 1階展示コーナー
TEL: 0263-37-3531 / FAX: 0263-37-3532 / E-mail: archives@shinshu-u.ac.jp



「信州大学誕生」のポスターと展示風景